

平成30年9月7日

お客さま各位

きのくに信用金庫

台風21号により被災されたお客様への  
「災害特別融資」取扱いのご案内

このたびの台風21号により被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。さて、きのくに信用金庫は、被災されたお客さまへのご相談窓口を設置しておりますが、加えて「災害特別融資」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 災害特別融資について

(1) 事業者（法人・個人事業主）のお客さま

商品名	平成30年台風21号災害特別融資
取扱期間	平成30年9月10日（月）～平成31年3月29日（金）
融資対象者	台風21号により直接的・間接的に被災された当金庫営業区域内に居所又は店舗、事業所がある法人及び個人事業主
資金使途	事業資金
融資限度額	5,000万円以内
融資形式	手形貸付・証書貸付
融資期間	手形貸付：1年以内 証書貸付：運転資金5年以内 設備資金10年以内
融資利率	当庫所定の利率から最大▲1.0%優遇いたします
返済方法	手形貸付：期日一括返済 証書貸付：元金均等分割返済（1年以内の元金据置可）

(2) 個人のお客様

商品名	目的別ローン「ジャストマッチプラス50」
取扱期間	平成30年9月10日(月)～平成31年3月29日(金)
融資対象者	以下の条件をすべて満たす方 ・平成30年台風21号により被災された方で、原則、市町村から罹災証明書の発行を受けた方 ・当金庫営業地区内に住所を有する方又は勤労に従事する方 ・申込時の年齢が満20歳以上満65歳以下(完済時年齢75歳以下)の方 ・安定継続した年収があり前年度税込年収150万円以上の方 ・原則として勤続1年以上・自営業者の方は同一事業を2年以上の方 ・(株)セディナの保証が受けられる方
資金使途	①台風21号により被害を受けた住宅の補修・修繕に関する資金 ②台風21号により被害を受けた自家用車(二輪車含む)の修理・買替資金 ③台風21号により被害を受けた家具・家電等の買替資金
融資金額	10万円以上500万円以内(1万円単位) 但しリフォーム、自家用車に関する資金の場合は1,000万円以内
融資形式	証書貸付
融資期間	6ヵ月以上10年以内(1ヵ月単位) 但し、リフォームに関する資金の場合は15年以内
融資利率	年1.80%(変動金利・保証料込) (通常最大引下げ金利よりさらに▲0.55%優遇いたします)
返済方法	・毎月元利均等返済(ボーナス併用可) ボーナス併用部分は、借入金額の50%以内とし、ボーナス返済は6ヵ月隔の年2回

※事業者・個人のお客さまともに、お申込みは営業店窓口のみとなり、WEB・電話・FAX・郵送による仮審査申込みはできません。また、審査結果により、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

以上